

郡上市告示第 44 号

郡上市宿泊施設改修等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市宿泊施設改修等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、郡上市を訪れる国内観光客及び訪日外国人観光客の顧客満足度を高め利用者の増加を図ることを目的として宿泊事業者が行う施設・設備の改修等の取組を促進するため、その改修等に係る経費の一部を郡上市宿泊施設改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類する施設を除く。）をいう。
- (2) 新築 更地に建築物を造ることをいう。
- (3) 改築 建築物の除去又は滅失後、引き続きこれと同一の用途の建築物を造ることをいう。
- (4) 増築 既にある建築物の床面積を増加させることをいう。
- (5) 改修 建築物の部分又は建築設備等（建築物と一体として効用を

果たすもの)の改善及び改良等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、宿泊事業者が行う施設・設備の新築、改築、増築又は改修(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、市内に存する宿泊施設を営んでいる者とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内の各観光協会及び市内の同業組合に加盟している者
- (2) 旅館業法の許可を受けている者
- (3) 食品衛生責任者再講習を受講している者
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象事業が年度内に完了できること。
- (6) 第9条の規定による補助金の交付決定を受けた日から3年以上継続して宿泊施設を営む意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が郡上市暴力団排除条例(平成24年郡上市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象期間及び補助対象経費)

第5条 補助対象期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。ただし、補助対象経費が、国、県、市又はその他機関の他の制度による補助金の交付を受ける場合は、この補助金の対象としない。

- (1) 宿泊施設の新築、改築、増築又は改修に要する経費
- (2) その他、宿泊施設の稼働率の向上や宿泊者数を増加させるために必要であると市長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の定めるところにより、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数

を切り捨てた額)とする。ただし、当該補助金の額が300万円を超えるとときは、300万円を限度とする。

(補助金交付の適用)

第7条 補助金の交付は、原則として1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、宿泊施設改修等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 補助対象経費積算書(申請時・決算時)(様式第3号)又はこれに代わる書類
 - (3) 旅館業法の許可書の写し
 - (4) 食品衛生責任者再講習受講を証する書類の写し
 - (5) 補助対象経費に係る見積書又は契約書の写し
 - (6) 宿泊施設全体の写真及び補助対象経費に係る部分の現況写真
 - (7) 市税の納税証明書
 - (8) 宿泊施設を営む意思に関する誓約書(様式第4号)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、次条に規定する郡上市宿泊施設改修等支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に意見を求め、補助金交付の可否及び金額について決定し、宿泊施設改修等支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、補助の決定に当たり、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 3 事業の着工は、原則として第1項の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合は、補助事業者は宿泊施設改修等支援事業の補助金交付決定前着工届(様式第6号)を提出するものとする。この場合において補助事業者は、交付決定までのあらゆる

る損失等は、自らの責任とすることを了承のうえで行うものとする。

(審査委員会)

第10条 補助金交付の可否及び金額について審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、副市長、所管部長、所管課長及び市長が任命する3名以内の有識者等で構成する。

3 審査委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総括する。

5 副委員長は所管部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審査委員長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(申請事項の変更及び承認)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、その申請事項について変更が生じた場合は、補助事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第7号)に、第8条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で当該申請事項変更の可否を決定し、補助金変更決定及び確定通知書(様式第8号)により補助事業者はその旨を通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、市長は、補助対象事業が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の

廃止の承認を受けたときを含む。)は、宿泊施設改修等支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対して、その定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費積算書(申請時・決算時)(様式第3号)又はこれに代わる書類
- (3) 工事等代金の領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 市長は、補助対象事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告に関する書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宿泊施設改修等支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項に規定する概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、宿泊施設改修等支援事業補助金概算払(前金払)請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が補助対象事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条

件に違反し、又は従わなかったとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成35年3月31日限り、その効力を失う。